

**警報等発令時の対応について**

標記のことにつきまして、本校では、「暴風警報」、「大雨警報」、「洪水警報」、「大雪警報」あるいは「地震の警戒宣言」が発令された場合、生徒の登下校時の安全を期するため、下記の通りの措置を講じますので、ご理解とご協力をお願いします。なお、判断については学校長がこれを行います。

## 記

1. 生徒が登校する前に、名古屋市または生徒の居住する当該地域に、暴風警報または大雨(大雪)警報・洪水警報が発令された場合
  - ①午前 7時までに警報が解除されない場合……………自宅待機
  - ②午前10時30分までに警報が解除された場合……………午後12時40分までに登校し午後の授業を実施する。(※短縮5限日課においては12時50分までの登校)
  - ③午前10時30分を過ぎても警報が解除されない場合…休校  
※交通機関の故障、道路や橋梁の損壊等で登校が危険な場合は、登校に及ばない。
2. 生徒が登校した後に、名古屋市または生徒の居住する当該地域に、暴風警報または大雨(大雪)警報・洪水警報が発令された場合
  - ①発令時における気象状況を判断して、全校生徒を安全に帰宅させ得ると認めた場合には、当日の授業を中止して速やかに下校させる。
  - ②学校から遠隔に居住する生徒については、帰宅が困難と認めるか、戸外の通行に危険がなくなるまで学校待機とする。
3. 生徒が登校する前に、「地震の警戒宣言」が発令された場合
  - ①警戒宣言が解除されるまでは登校せず、また、みだりに外出しない。
  - ②登校中に発令された場合は、直ちに帰宅し、解除されるまで登校しない。
4. 生徒が登校した後に、「地震の警戒宣言」が発令された場合
  - ①安全に帰宅させ得ると判断した場合には、直ちに当日の授業を中断し、速やかに下校させる。
  - ②保護者が不在家庭の生徒については、保護者が迎えに来るまで学校待機とする。  
※翌日以降、学校から連絡があるまで臨時休校とする。
5. 「地震の警戒宣言」が解除された場合
  - ①午前 7時までに宣言が解除された場合……………平常授業
  - ②午前10時30分までに宣言が解除された場合……………午後12時40分までに登校し午後の授業を実施する。(※短縮5限日課においては12時50分までの登校)
  - ③午前10時30分を過ぎても宣言が解除されない場合…休校

◆上記の判断については原則学校長が行うものとする。

以上

- ◇台風の接近時など、警報が発令されることが予測される場合は、テレビやラジオなどの気象情報を必ず確認してください。
- ◇むやみに電話で授業の有無を問い合わせることは避けてください。
- ◇ご家庭の見やすい場所にお貼りください。
- ◇緊急時には学校ホームページに緊急連絡欄が表示されることがあります。そちらの情報もご確認ください。